

新潟県病院局訓令第5号

局本庁  
地域機関  
施設

新潟県病院局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程（昭和53年新潟県病院局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月31日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員の安全衛生管理組織等を定める規程

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(組織) 第14条 中央安全衛生委員会は、次の各号に掲げる職員をもつて構成し、委員の数は <u>17人</u> とする。 (1)～(7) (略) 2・3 (略)	(組織) 第14条 中央安全衛生委員会は、次の各号に掲げる職員をもつて構成し、委員の数は <u>19人</u> とする。 (1)～(7) (略) 2・3 (略)

附 則

この規程は、令和6年5月31日から施行し、改正後の規程は、令和6年4月1日から適用する。